

安芸市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年8月30日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
商工観光水産課	「廓中ふるさと館指定管理業務実施計画書」緊急時の対応については、不特定多数が利用する施設のため、自然災害等を含めた計画を早急に作成して下さい。	・廓中ふるさと館指定管理業務実施計画書(令和3年から令和5年度)の一部改正を行った。 ・廓中ふるさと館地震・津波防災マニュアルの一部改正を行った。
財産管理課	住宅使用料の現年分の未収額はわずかであるのに対し、住宅使用料の過年分及び損害金については、約2,213千円である。現年分の良好な取り組みは今後も継続して下さい。住宅使用料の過年分及び損害金については、債務者ごとの現状把握を行い、催告等の法令に基づいた適切な債権管理を行って下さい。	・住宅使用料の過年分については、新たに過年分になった債務者2名に対して分納の実施や、催告及び訪問等しており債務解消に努めています。 ・これまでの過年分債務者に対しては、1名が死亡したことに伴い、相続人が相続放棄を行ったことにより債権放棄をしました。その他納入のない5名について、1名は居所不明ですが4名には催告を実施しております。 ・損害金については、4名中死亡した債務者の相続人調査を完了し、納入のない3名の債務者への催告を実施しております。